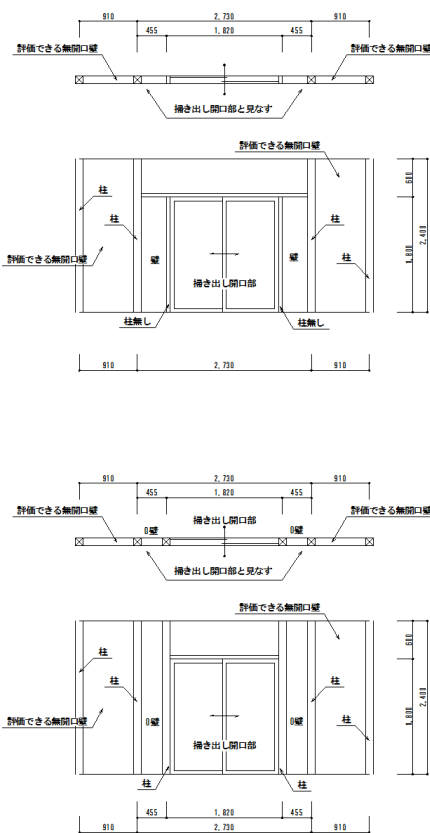
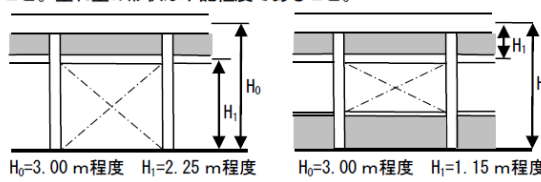


No.	質 疑	回 答
Q1	<p>下記の場合の窓型開口壁及び掃出開口壁の考え方について方針を示してください。</p> <p>①室内が和室仕上で各部材（柱・窓枠）が目視で確認できる場合</p>  <p>②室内が洋室仕上で各部材（柱・窓枠）が目視で確認出来ない場合</p>	<p>◆令和3年度名古屋市民間木造住宅耐震診断マニュアル（資料編）P7、P8参照◆</p> <p>①和室仕上状態の場合 現地調査の際に柱等の部材が目視確認できる場合は「窓型開口壁及び掃出開口壁」の判断には困らないと思います。</p> <p>②洋室仕上状態の場合 現地調査の際に柱等の部材が目視確認できない場合について開口部の納まりを考慮し柱の有無を確認できる方法で確認されるのが良いと思います。 例えば、打診確認する又は下地センサーなどの機器利用する。 尚、現地調査による判断は診断員の責務（責任）に於いて判断して下さい。 ※注意事項として、P7～8「壁入力」を参考にしてください。</p>

<p>Q2</p>	<p>既に一部耐震補強された住宅(メーカー仕様の外部ブレースなど)で、後に名古屋市の診断を受けた建物を後日相談員として訪問した時に施工業者の判定値(0.5)と名古屋市の判定値(0.2)が大きく離れていたのが正確な判断に困りました。このような場合の WEE の使用方法はどうしたら良いのでしょうか？</p>	<p>名古屋市の無料耐震診断では、目視調査で確認できたもの、図面で確認できたもののみ、評価しています。そのため、実際に評価できるものがあったとしても、確認できず評価できなかったものが存在します。また、1年後ということもあり、当時評価できたものができなくなっている可能性(劣化など)もあります。</p> <p>他業者の行った診断結果がどのような判断で行っているか分かりかねますが、こうした点を考慮し、適切にご説明してください。</p>
<p>Q3</p>	<p>今年度から事業者一覧に工事実施者一覧が無くなりましたが、その中には建物規模や評点及び工事金額等の個別情報が入っていたので申込者には参考になっていたのが元に戻した方が良いのではないのでしょうか？</p>	<p>事業者一覧表の工事実施者一覧はホームページ上でのみ、閲覧が可能となります。お客様には、ホームページ上に工事実績者一覧も掲載していることをお伝えください。なお、名古屋市からの配布はなくなりましたが、ホームページからダウンロードし、診断結果報告時に持参していただくことは問題ありません。適切に扱っていただければと思います。</p>
<p>Q4</p>	<p>相談員派遣制度は有意義で必要ですが、本来は当該診断員がその役割を果たすよう徹底すべきで、それが出来ない方には診断させるべきではない。</p>	<p>診断員には、今回の勉強会でも周知したように、市のマニュアルにて診断結果報告時の対応を示させていただいております。今後は、診断受診者アンケートにより、診断結果報告時の実情を把握し、改善を図っていく予定です。</p> <p>耐震相談員派遣制度は、診断員の役割と重複している部分もあるかと思えます。診断結果報告時のタイミングで、すぐに改修工事へ進むという方は限られます。そのため、改修工事を検討する際には、耐震相談員派遣制度をご利用いただき、申込者が知りたい説明を受けて頂くと、より改修へつながりやすくなるかと考えております。</p>

<p>Q5</p>	<p>名古屋市は精密診断を推していますが、それであれば最初の診断から精密診断にしてはどうでしょうか？</p>	<p>愛知県木造住宅耐震診断マニュアルでは、「一般診断法による診断プログラム」に準拠し、一般診断法における必要な事項の調査を行うものとしております。そのため、名古屋市では、このマニュアルに則り、診断事業は一般診断法での調査としております。</p> <p>また、精密診断法はある程度の引き剥がしを行った正確な調査となります。そのため、診断員、審査員の負担も増えることから、一般診断法での調査をお願いしております。</p>
<p>Q6</p>	<p>「名古屋市木造住宅基礎有筋化指導方針」は、どこで閲覧できますか？</p>	<p>これに関しましては閲覧できません。</p> <p>勉強会では現地調査の際に、目視調査で基礎の有筋、有筋の判断に困った時の判断材料として紹介しました。要するに昭和61年9月1日から開始された指導ですので建築年数で有筋基礎と判断できると思います。開始前の建物は無筋基礎である可能性が高いと判断して頂ければ良いかと思えます。</p> <p>目視確認も出来ないなど、判断に困った場合は「危険側」となる無筋基礎で診断して頂ければ結構です。</p>
<p>Q7</p>	<p>「名古屋市 伝統構法等及び対象外報告書」の伝統構法型住宅 典型的な伝統構法型住宅の選別基準の6について、掲載されている図の場合も伝統構法として判断して良いのか？</p> <p>6 太い柱と「差し鴨居」などの横架材及びその上部の壁などで、いわゆる「ラーメン構造」を構成し、水平力に耐える構造となっていること。垂れ壁の形状は下記程度であること。</p>  <p>$H_0=3.00\text{ m程度}$ $H_1=2.25\text{ m程度}$ $H_0=3.00\text{ m程度}$ $H_1=1.15\text{ m程度}$</p>	<p>記載されている通りであれば該当すると判断して頂ければ結構です。</p> <p>尚、現地調査による判断は診断員の責務（責任）に於いて判断して下さい。</p>